



13日午後、大津市、高橋雄大撮影
原発の再稼働反対を訴える人たち

高浜差し止め決定 大津の集会に1500人

「原発止められる時代に」

関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の運転を即時差し止めた大津地裁の仮処分決定について、住民側弁護団長の井戸謙一弁護士が13日、大津市内で開かれた集会で成果を報告した。原発反対を訴える市民ら約1500人（主催者発表）を前に、「日本中の原発のない社会を希求している人たちの力のたまものだ」と述べた。

「今まで原発の運転を差し止める司法判断は、変わった裁判官とか、よほどの決心がないとできないと言われていた。これからは、普通に原発を差し止められる時代が切り開かれる」井戸弁護士は今回の決定についてそう語った。自身も2006年、金沢地裁の裁判長として、北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）の運転差し止めを命じる判決を言い渡した経験が

ある。退官を決めていた11年3月に東京電力福島第一原発事故が発生。「判決を書いた経験が生かせる。自分がやらなくては」と、退官後、弁護士として各地で原発関連の訴訟などに関わってきた。

今回の決定では、福島事故原因が十分に解明されていない点を指摘。事故を教訓に策定された国の新規制基準に基づく安全対策について、関電の説明が不十分だと批判した。さらに新規制基準を満たせば十分とするだけでなく、避難計画などほかの安全対策にも注意を払う必要があると指摘した。

井戸弁護士は「これまで新規制基準と合致しているかどうかが重視されていたが、それだけではだめで、福島事故によってどう対応したのか、裁判所にわかるように説明すべきだとした。（避難計画を）規制内容に組み込むことが国の義務だとも言っている」と決定の意義を説明した。集会は、高浜原発と大飯原発（福井県おおい町）の再稼働に反対してきた滋賀県の住民や労働組合などでつくる実行委員会が主催。参加者らはその後、「ようやくった！ 地裁 原発NO」と書かれたプラカードなどを掲げながら大津市内をデモ行進した。

（島崎周）

3/4 朝日